

○豊川市交通児童遊園条例

昭和47年3月29日条例第1号

改正

昭和61年3月28日条例第11号

平成15年3月20日条例第14号

平成17年12月28日条例第70号

豊川市交通児童遊園条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2の規定に基づき、豊川市交通児童遊園（以下「交通児童遊園」という。）の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 児童に健全な遊び場を与えて、児童の健康を増進し、情操を豊かにするとともに、児童の交通安全の知識及び能力の開発に寄与するため、交通児童遊園を豊川市新道町2丁目42番地に設置する。

(指定管理者による管理)

第3条 交通児童遊園は、豊川市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年豊川市条例第14号）の定めるところにより市長が指定した法人その他の団体（以下「指定管理者」という。）が管理する。

2 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 児童館活動事業に関すること。
- (2) 児童の交通安全の知識及び能力の開発に関すること。
- (3) 交通児童遊園の専用利用の許可に関すること。
- (4) 交通児童遊園の維持及び修繕（市長が行うものを除く。）に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

(利用時間)

第4条 交通児童遊園の利用時間は、1月1日から3月31日まで及び11月1日から12月31日までは午前9時から午後4時まで、4月1日から10月31日までは午前9時から午後5時までとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、これを臨時に変更することができる。

(休園日等)

第5条 交通児童遊園の休園日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、これを変更し、交通児童遊園の全部若しくは一部を臨時に休園し、又は開園することができる。

(1) 火曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、水曜日及び木曜日）

(2) 休日の翌日（その日（1月2日を除く。以下同じ。）が日曜日又は土曜日に当たるときは月曜日、その日が月曜日又は火曜日に当たるときは水曜日）

(3) 1月1日、同月3日及び12月29日から同月31日までの日
(利用できる者の範囲)

第6条 交通児童遊園を利用できる者は、児童、児童の同伴者その他指定管理者が適当と認める者とする。

(専用利用の許可)

第7条 交通児童遊園を専用利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。その許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者は、交通児童遊園の管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付けることができる。

(専用利用の不許可)

第8条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交通児童遊園の専用利用を許可しない。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。

(2) 施設又は附属設備をき損するおそれがあるとき。

(3) 管理上支障があるとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、専用利用させることが適当でないとき。

(特別の設備等)

第9条 交通児童遊園を利用する者は、交通児童遊園に特別の設備をし、又は変更を加えてはならない。ただし、指定管理者の許可を受けたときは、この限りでない。

(専用利用権の譲渡等の禁止)

第10条 第7条第1項の許可を受けた者（以下「許可利用者」という。）は、交通児童遊園を専用利用する権利を譲渡し、又は専用利用の許可を受けた施設若しくは附属設備を転貸してはならな

い。

(利用者の義務)

第11条 交通児童遊園を利用する者は、交通児童遊園の利用に際しては、この条例及びこれに基づく規則の規定並びに指定管理者の指示に従う義務を負うものとする。

2 許可利用者は、交通児童遊園の専用利用に際しては、前項に規定する義務のほか、誠実にその権利を行使するとともに、第7条第2項の規定により許可に付けられた条件に従う義務を負うものとする。

(利用の禁止等)

第12条 指定管理者は、交通児童遊園を利用する者（許可利用者を除く。この条において同じ。）又は利用しようとする者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その利用を禁止し、中止させ、又は制限することができる。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) 施設、附属設備又は備品をき損するおそれがあるとき。
- (3) 営利を目的とする事業のために利用するとき。
- (4) 交通児童遊園を利用する者が前条第1項の規定に違反したとき。
- (5) 管理上支障があるとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者がその利用を禁止し、中止させ、又は制限することが適当と認めるとき。

(専用利用の許可の取消し等)

第13条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するとき、専用利用の許可を取り消し、又は専用利用を中止させることができる。

- (1) 専用利用の許可の申請に偽りがあったとき。
- (2) 第8条各号のいずれかに該当する事由が発生したとき。
- (3) 許可利用者が第11条の規定に違反したとき。
- (4) 工事その他の交通児童遊園の管理上やむを得ない事由が発生したとき。

2 市長は、公共の福祉のためやむを得ない事由があるときは、専用利用の許可を取り消し、又は専用利用を中止させることができる。

3 第1項第1号から第3号までの規定のいずれかに該当し、指定管理者が専用利用の許可を取り消し、又は専用利用を中止させた場合において許可利用者に損害を生ずることがあっても、市及び指定管理者は、その責めを負わない。

(原状回復の義務)

第14条 交通児童遊園を利用する者が交通児童遊園の利用を終わったとき、又は許可利用者が専用利用の許可を取り消されたとき、若しくは専用利用を中止したときは、それらの者は、直ちに原状に復さなければならない。

(損害賠償)

第15条 交通児童遊園を利用する者は、その施設、附属設備又は備品をき損し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、交通児童遊園の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和47年4月1日から施行する。

(管理の特例)

2 市長は、次に掲げる場合にあつては、指定管理者による管理が開始され、又は再開されるまでの間、第3条第1項の規定にかかわらず、交通児童遊園を管理することができる。

(1) 地方自治法第244条の2第11項の規定に基づき、指定を取り消し、又は業務の停止を命じたことにより、指定管理者に管理させることができなくなったとき。

(2) 豊川市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第4条第2項に規定する場合において、市が出資等をしている法人、公共団体又は公共的団体で同条第1項の基準に該当するものがないとき。

3 前項に規定する場合において、市長は、従前の指定管理者による管理方法を尊重し、交通児童遊園を利用する者に支障を及ぼさないよう配慮して交通児童遊園を管理するものとする。

4 前項に規定するもののほか、附則第2項の規定の適用に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則 (昭和61年3月28日条例第11号)

この条例は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則 (平成15年3月20日条例第14号)

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年12月28日条例第70号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前にこの条例による改正前のそれぞれの条例の規定によりされた処分、手続その他の行為は、この条例による改正後のそれぞれの条例中にこれに相当する規定がある場合には、当該規定によりされたものとみなす。